

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室長

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の見直し（案）について（協力依頼）

都道府県を実施主体として平成30年12月から開始した「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」においては、年収約370万円以下のB型又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者について、肝がん・重度肝硬変の入院医療で、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が3月以上の場合に、4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、高額療養費の限度額と1万円（患者の自己負担額）の差額を公費で助成しています。

令和3年4月より下記のとおり見直しを行う予定としており、現時点における見直し（案）の内容の概要等に係る資料を添付資料のとおり作成しましたので、貴会におかれましては、貴会会員に周知いただくなど、本事業の円滑な実施に向けて御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本事務連絡と同趣旨の内容について、令和3年度予算案の成立後に、改めて文書をもってご依頼申し上げます。

記

1. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し（案）の内容

(1) 通院治療の対象化について

「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による通院治療を本事業の助成対象に追加します。

(2) 対象月数の短縮について

過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が4月目以降を助成対象としているものを3月目以降とします。

2. 添付資料

別添1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し（案）に伴い、保険薬局に対応いただく主な内容

別添2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し（案）の概要（保険薬局向け）

別添3 医療記録票（案）

別添4 患者が都道府県に対して行う公費の償還払いの請求手続に関するリーフレット（案）

(別添1)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しに伴い、
保険薬局に対応いただく主な内容

1. 患者への周知等

- (1) 都道府県が作成したリーフレットを患者に配布し、事業内容を紹介いただくようお願いいたします。
- (2) 医療記録票のB欄に「○」を記載した際にB欄の「○」の数を確認し、過去1年間に「○」の数が既に2つ以上あり、助成対象となると判断された場合は、別添4のリーフレット等を用いることにより、患者に対して、都道府県への公費の償還払いの請求手続を行うよう案内をお願いします。

今回助成対象に追加される通院治療については、患者は医療機関窓口において一部負担金等を支払い、後日、都道府県に対して公費の償還払いの請求手続を行うことにより、助成を受けることとなります。このため、本事業の助成要件を満たしている場合も、窓口で一部負担金等を徴収していただきますようお願いいたします。

2. 医療費等の記録

- (1) 医療記録票を所持していない患者に交付をお願いします。

本事業に参加する患者に対し、本事業の対象医療に係る医療費等を記録するため、各医療機関から医療記録票を患者に交付していただくこととしています。医療記録票の交付を受けていない患者がいましたら、保険薬局において交付いただくようお願いいたします。

(2) 医療記録票には医療費等について記載をお願いします。

患者が本事業の対象医療を受けた場合、主に以下の点について医療記録票に記載いただくこととなります。

「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」に係る通院治療の際に処方される医薬品は、通院治療の際に医療機関が記載する医療記録票の「特記事項がある場合○印」欄に○印がない限り、処方箋に記載されている全ての医薬品が本事業の助成対象となります（本事業の助成対象外であると医師が判断する医薬品が含まれる場合は、同欄に○印が付され、かつ、処方箋等にもその旨が明記されます（※1））。

- ・本事業の対象医療に係る医療費等を記載。
- ・同じ月における本事業の対象医療に係る一部負担金等の累計額が高額療養費の限度額を超えた場合、医療記録票のB欄の該当月に「○」を記載。

なお、同じ月における本事業の対象医療に係る一部負担金等の累計額によって、助成の条件となる月数にカウント（※2）されるか、また、助成対象となるかを判断するため、医療費等については、少額であっても全て記載をお願いします（医療記録票の詳しい記載方法は、別添2の見直し（案）の概要のp. 5以降をご確認ください）。

※1 「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による治療を行う上で無関係であると医師が判断する医薬品（本事業の助成対象外となる医薬品）も合わせて1枚の処方箋によって処方する場合には、処方箋に記載されている本事業の助成対象外となる医薬品にマーカーを付け、「マーカー部分が対象外」等のコメントを処方箋の裏面等に記載する等、医療機関に対して、調剤を行う薬局が助成対象外の医薬品を区別できるような対応をお願いしています（処方箋の扱いについては、別添2の見直し（案）の概要のp. 22を御確認ください）。

※2 肝がん又は重度肝硬変に係る一部負担金等について、高額療養費の限度額を超えた月数をカウントするもの。カウントできる期間は、助成月を含む過去1年間であれば、連続していなくても可。

4. その他

- 3月目のカウントがされて以降は、通院の度に参加者証を確認し、参加者証の交付申請を行っていない患者には、都道府県へ申請手続きを行うよう案内いただきますようお願いいたします。